平成２３年（フ）第３９９号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目16番５号
債務者　遠藤　満信
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橘川　真二
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月30日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００号
秋田市外旭川字水口91番地21
債務者　茂木　一仁
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　堯
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９７号
神奈川県藤沢市長後1169番地の１　コンフォール105号
債務者　藤倉　一宗
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月31日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９８号
神奈川県藤沢市長後1169番地の１　コンフォール105号
債務者　藤倉　町子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角田　勝政
4　破産債権の届出期間　平成23年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月31日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８４号
横浜市南区永田北２丁目46番18号
債務者　山田　安代
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小豆澤史絵
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月31日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２号
兵庫県加西市殿原町154番地の２
債務者　青山　博昭
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　正則
4　破産債権の届出期間　平成23年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市滝山602番地15、旧住所鳥取県鳥取市大覚寺107番地16
債務者　山本　清志
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中﨑　雄一
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８号
広島県呉市蒲刈町田戸1949番地
債務者　川本ミチ子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高盛　政博
4　破産債権の届出期間　平成23年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月20日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１２０号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2021番地４
債務者　植園キミノ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩飽　志郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
三重県三重郡菰野町大字菰野3082番地２
債務者　安藤　美香
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６号
岡山市北区伊福町４丁目８番47号　302、前住所福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原875番地１ランデルハイムⅡ－Ｂ棟101号
債務者　川﨑　大介

1　決定年月日時　平成23年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　公利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７号
福岡県久留米市山本町豊田126番地８
債務者　馬場　正一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　直史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１５４号
仙台市青葉区国見５丁目２番13号
債務者　千葉　幸司
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
仙台市宮城野区安養寺３丁目７番１―1407号
債務者　吉田征矢子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
仙台市太白区大野田字五反田12番地の１　五反田ハイツ102
債務者　山寺　陽子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富澤　秀行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月23日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係